

福祉医療費助成

受給資格証更新の

町では、障がい者・一人親家庭等・子どもを対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については表1のとおりです。また、所得制限の限度額は表2のとおりとなっています。

これらの助成を受けている方には、受給資格証を発行していますが、現在お持ちの受給資格証の有効期限は、令和元年8月31日までです。引き続き受給資格を更新するには手続きが必要となりますのでお知らせします。（すでに受給資格をお持ちの方には、直接その旨ご連絡する予定です。また、子どもについては、自動更新ですので、更新申請手続きが不要の方には、新しい受給資格証を郵送します。）

なお、現在「福祉医療費受給資格」のない方は、本人かご家族の方が9月末までに申請する必要がありますのでお知らせします。

●表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対 象 者	・身体障害者（身体障害者手帳1級～4級の方） ・知的障害者（判定機関にて知能指数が50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方 ・療育手帳の障害程度が中度の方 ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、通院のみ	・父母のない18歳未満の児童 ・18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	中学校修了前（15歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の児童
所得制限	あり （表2のとおり）		なし
助成額	保険診療の自己負担額 （ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額）		
の食事療養費 助成費	なし		